

役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人志學館学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔報酬（年俸制）、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬〔報酬、退職慰労金〕

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬年額は、別表第1の給料表のとおりとし、各役員の報酬年額は給料表のうちから、理事長が決定する。

なお、学園の職員を兼ねる理事の役員報酬は、その年俸額の10%とする。

- 2 常勤の役員の退職慰労金は別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事長が決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日（ただし、支給日が土日又は休日にあたるときは、給与規程第14条の規定に準じて支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支払うものとする。

ただし、役員が死亡により退職した場合は、その遺族に支給するものとする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、10月末、3月末の年2回にわたり支払うものとする。
- 3 報酬等は、毎月本人の銀行口座へ振込支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、現金で直接本人に支給するほか、銀行小切手の支給をもってこれに代えることができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費支給基準に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、報酬の計算で円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

1 この基準は、令和2年4月1日より施行する。

2 この基準施行日以前に施行されていた役員等の報酬等支給内規は、廃止する。

別表第1（常勤の役員の報酬）

（単位：千円）

号俸	理事長(一)	理事(二)	監事(三)
1	10,800	6,000	4,200
2	12,000	7,200	4,800
3	13,200	8,400	5,400
4	14,400	9,600	6,000
5	15,600	10,800	
6	16,800	12,000	
7	18,000		

別表第2（常勤の役員の退職慰労金算定式）

$\text{月額基準報酬額} \times \text{支給率}$

※月額基準報酬額は、年俸額の18分の1とする。

※勤続年数は1か年単位とする。ただし、1か年未満は1か年に切り上げる。

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
1	0.90	11	10.96	21	26.13	31	46.40
2	1.59	12	12.96	22	27.44	32	47.90
3	2.49	13	14.09	23	28.82	33	49.41
4	3.39	14	15.24	24	30.07	34	50.93
5	4.28	15	17.42	25	33.11	35	52.36
6	5.18	16	18.62	26	34.96	36	53.96
7	6.40	17	19.83	27	36.82	37	55.47
8	7.34	18	21.05	28	38.67	38	56.97
9	8.29	19	22.25	29	40.54	39	58.49
10	9.93	20	24.84	30	44.47	40	60.00

（学園の職員を兼ねる理事含）

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	金額
年間報酬	200,000円
退職慰労金（評議員を兼ねない理事）	20,000円×在職年数
退職慰労金（評議員を兼ねる理事）	(20,000円×在職年数) ×1.3

(2) 監事

	金額
年間報酬	480,000円
退職慰労金	20,000円×在職年数